

混声合唱団かけはしのきまり

前文

本合唱団を健全な状態に維持して運営を円滑にするために、必要最小限のきまりを定めます。きまりで規定されていない部分は、団員の良識に委ねるか、またはきまりを改定して対応します。

名称

本合唱団の名称を以下のように定めます。

日本語名： 混声合唱団かけはし 英語名： Mixed Chorus Kakehashi

目的

本合唱団は以下のことを目的とします。

- (1) 合唱を自ら楽しみ、団員間の親睦を深めつつ、音楽的な向上を目指す。
- (2) 合唱する喜びの輪を広げ、日本の音楽文化の紹介と地域交流の活性化に貢献する。

活動

上記目的を実現するため、活動の機会を幅広く開拓します。また、定期的に自主演奏会を行います。

言語

合唱指導や連絡などは通常日本語で行います。ただし合唱自体は日本語以外の歌詞で演奏する場合があります。

年度

本合唱団の年度は、9月1日から翌年8月31日までとします。

入団

以下の両条件を満たし、団費支払いを含む入団手続きを完了した人が、入団できます。

- (1) 本人または本人の親や子や配偶者が、サンフランシスコ日本語補習校に児童生徒、保護者、職員、理事、顧問などとして在籍したことがある。（ただしこの条件は、役員会が必要に応じ免除することができます。）
- (2) 日本語での指導が理解でき、日本語で歌うことができる。

退団

以下の場合には退団になります。

- (1) 本人が退団を希望する場合
- (2) 本人が団費支払いを含む継続手続きを年度始めの9月末までに完了しない場合
(賛助団員の場合は団費免除で継続意思の確認のみ)
- (3) 本人の言動が合唱団の運営や活動を困難にし、役員会が3回改善依頼をしても改善されない場合

(1)と(2)の場合は新たに入団手続きをすれば再入団は可能ですが、(3)の場合は再入団はできません。

団員

団員は以下の権利を持ちます。

- (1) 1人1票の投票権 (賛助団員を除く)
- (2) 特別総会の開催を要求する権利 (賛助団員を除く)
- (3) 合唱団のメーリングリストを使用する権利
- (4) 合唱団ウェブサイトの団員専用ページを使用する権利

また、以下の義務を負います。

- (1) きまりを守り、本合唱団の目的に沿って行動する。
- (2) 著作権を尊重し、必要な場合は楽譜を購入する。
- (3) 演奏や練習などの写真やビデオを、自分が写っているかどうかに関わらず、ウェブサイトなどで公開することに同意する。

賛助団員

通常の団員として入団後、サンフランシスコベイエリアを離れたための地理的な事情や時間的その他の事情によって年度を通して合唱団の活動に参加できない予定の団員は、賛助団員として継続または再入団することができます。賛助団員は、メーリングリストとウェブサイトの使用権は保持しますが、以下が通常の団員と異なります。

- (1) 団費の支払いは不要。
- (2) 投票権や特別総会開催要求など議決に関する権利は無い。

団費

1人年間\$80の団費を入団・継続手続きで集め、諸費用の支払いに使います。退団時の団費の払い戻しは、新入団の場合は入団から1ヶ月以内、その他の場合は継続手続き期間内に限り行います。音楽監督と常任伴奏者は、年度途中での就任・退任や引き継ぎ中の前任者を含め、団費免除になります。団費だけでは不足の場合や団費を使うのが不適切な場合は、団費とは別にその都度適切な額を集めることがあります。

役員会

本合唱団を運営する役員会は以下の2つで構成します。

- (1) 運営企画部（総会選出または役員会任命の役員）
- (2) 音楽部（総会選出の音楽監督と、音楽監督が任命する役員）

音楽監督を含む各役員の任期は、運営の公平性と継続性の両立を図るため2年間とし、任期の開始と終了は西暦偶数年の合唱団年度の切り替わりとします。役員の辞任による交代や役員追加などのため2年間の途中で就任した場合も、任期は西暦偶数年の年度末までとします。役員の再任制限はありません。

役員会には以下の権限、責任、義務があります。

- (1) 経理、企画、広報、渉外など合唱団の運営全般を担当し、それに関して最終決定をする権限と責任
- (2) 特定の作業を役員以外の団員に依頼する権限
- (3) 必要に応じ、団員の中から運営企画部役員を任命し、現任期の役員会の運営企画部役員の欠員補充や追加をする権限
- (4) 毎年年度末に会計報告をする義務
- (5) 団員の意見に耳を傾け、合唱団を健全に保つように努力する義務

運営企画部

運営企画部は3人以上の役員で構成し、音楽部の担当分野以外について、合唱団の運営と企画を行います。運営企画部の役員は総会で選ばれます。また必要に応じて、役員会が運営企画部役員の欠員補充や追加をすることがあります。

音楽監督

音楽監督は、常任指揮者を兼ね、合唱団の音楽全般の方向付けをします。その方向実現のため、音楽監督は音楽部役員と伴奏者を決める権限を持ちます。音楽監督は総会で選ばれます。

音楽部

音楽部は、音楽監督と音楽監督が団員の中から任命する1人以上の役員の計2人以上で構成し、演奏会用の選曲や練習内容など音楽に深く関係することを決める責任と権限を持ちます。音楽部役員は、音楽監督がいつでも変更することができます。必要であれば運営企画部役員を音楽部役員に任命して兼任させることもできます。

常任伴奏者

音楽監督の目指す音楽性を実現するため、常任伴奏者は音楽監督が団員の中から選びます。常任伴奏者は、必要であれば補助伴奏者を団員の中から任命することができます。

代表

代表は、役員会が運営企画部の中から選びます。代表は合唱団全体をまとめ、バランス良く運営が行われるように努力する責任を負い、以下の権限を持ちます。

- (1) 役員会や特別総会を開くことができる。
- (2) 役員会や総会の議長を務める。
- (3) 役員会や総会の議長に、団員の中から代理を指名することができる。
- (4) 役員会や総会の議長は、意見が分かれて決まらない場合（例：二者択一のどちらも過半数にならない場合）、どれかに決める議長決裁権を持つ。

総会

西暦偶数年の4月から6月の間に通常総会を開き、次期の運営企画部役員と音楽監督を選びます。またそれ以外に特別総会を開くことがあります。特別総会は、代表や役員会が必要と判断した場合や、団員の3分の1以上が代表に要求した場合に開きます。

総会の日時と場所は役員会が決め、2週間以上前に団員全員に通知します。議事の提案は総会の1週間前までに代表に提出しますが、総会での動議も可能です。

総会決議は、総会出席者の過半数の賛成（または意見が分かれて決まらない場合は議長決裁）で成立します。総会の定足数は特に定めません。採決は議長が適切と判断する方法で行いますが、役員など人の選出で誰かを落とさなければいけない場合、総会出席者の1人以上から要求があった場合、または議長が必要と判断した場合は、無記名投票で行います。

きまりの改定方法

このきまりは、総会の決議で改定することができます。

改定履歴

日付	内容
January 28, 2012	初版施行
May 26, 2012	「総会」について、「議案は総会の2週間以上前に代表に提出」から「議事の提案は総会の1週間前までに代表に提出」に改定。
June 7, 2014	「目的」から子供たちに限定する項を削除。「入団」の対象者を拡大。「退団」で継続手続き期間を短縮。「団費」を値上げし払い戻し期間を追加。「遠隔地団員」を「賛助団員」に変更し対象者を拡大。「常任伴奏者」に補助伴奏者の任命権を追加。「総会」の採決方法を柔軟化。
August 29, 2015	「団費」に、音楽監督と常任伴奏者の団費免除を追加。 「代表」に、代理の議長を指名する権限を追加。
August 27, 2016	「入団」の補習校条件に、役員会の免除権を追加。